

最終改正 令和7年2月26日 国会公契第37号

工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

(目的)

第1 工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第2第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。

(総合点数)

第2 選定要領第2第二号の総合点数は、同号イの客観的事項（共通事項）（以下「客観的事項（共通事項）」という。）について算定した点数（以下「経営事項評価（共通）点数」という。）に同号ロの主観的事項（特別事項）（以下「主観的事項（特別事項）」という。）について算定した点数（以下「技術評価（特別）点数」という。）を加えて算定するものとする。

(経営事項評価（共通）点数)

第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和4年12月31日以前に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等（選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。）の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 選定要領第2第二号イの(イ)に掲げる項目（以下「年間平均完成工事高」という。）の点数は、旧告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、旧告示第一の三に規定する項目について、旧告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これ

に準ずる方法により得られた区分) に応じて、それぞれ別表 2 及び別表 3 の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表 2 の点数に 0.8 を乗じたものと及び算出された別表 3 の点数に 0.2 を乗じたものを合計した点数をいう。

- 三 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、旧告示第二の一の 2 及び 3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値(道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値) から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を 2 で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、旧告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表 4 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、旧告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表 5 の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値(小数点以下第 3 位を四捨五入した数値) から、次の算式によって算定した点数(小数点以下第 1 位を四捨五入した点数) とする。ただし、当該点数が 0 に満たない場合は 0 点とする。

算 式

$$167.3 \times X + 583$$

X : 旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目(社会性等)の点数は、次の(イ)から(ヲ)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数及び若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算 式

$$(イ) \sim (ヲ) \text{ の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$$

(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算 式

$$Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$$

この式において Y_1 及び Y_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y_1 : 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の 1 の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の
(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの
数

- (ロ) 営業年数の点数は、旧告示別表第六の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、旧告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 防災協定締結の有無の点数は、旧告示別表第八の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 法令遵守の状況の点数は、旧告示別表第九の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 監査の受審状況の点数は、旧告示別表第十の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 公認会計士等の点数は、旧告示別表第十一の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 研究開発の状況の点数は、旧告示別表第十二の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十三の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヌ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数は、旧告示別表第十四の(1)から(4)までの区分に応じ、別表14の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (7) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価(共通)点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算 式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。）に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 年間平均完成工事高の点数は、新告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。

二 選定要領第2第二号イの（ロ）及び（ハ）に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、新告示第一の三に規定する項目について、新告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目の点数は、新告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の（イ）及び（ロ）に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

（イ） 自己資本額の点数は、新告示別表第二の（1）から（47）までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

（ロ） 平均利益額の点数は、新告示別表第三の（1）から（37）までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

- ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、新告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算 式

$$167.3 \times X + 583$$

X：新告示第二の二に定めるところにより算出した数値

- ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算 式

$$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 175 / 200$$

ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における点数は、次の算式によって計算した点数とする。

$$(イ) \sim (カ) \text{の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$$

- (イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(六)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算 式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

- (ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数

とする。

- (ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の（１）から（５）までの区分に応じ、別表 18 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況うち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の（１）から（３）までの区分に応じ、別表 19 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 営業年数の点数は、新告示別表第十一の（１）から（31）までの区分に応じ、別表 6 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十二の（１）又は（２）の区分に応じ、別表 7 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十三の（１）又は（２）の区分に応じ、別表 8 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十四の（１）から（３）までの区分に応じ、別表 9 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ス) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十五の（１）から（４）までの区分に応じ、別表 10 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十六の（１）から（６）までの区分に応じ、別表 11 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヲ) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十七の（１）から（26）までの区分に応じ、別表 12 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の（１）から（16）までの区分に応じ、別表 13 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (カ) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の（１）から（８）までの区分に応じ、別表 20 の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価（共通）点数は、次の算式によって計算した値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

算 式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

(技術評価(特別)点数)

第4 技術評価(特別)点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表21の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表22の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

一 選定要領第2第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。))又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。))ごとに、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。))に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表24の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。)、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。))及び実績工事の区分に応じ別表25の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。))を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料(以下「技術提案等」という。))を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。))については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点)に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられ

る得点をいう。)を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。)に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

二 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事(都道府県が発注した工事のうち地方整備局又は官庁営繕部が所掌する希望工事種別に属する工事に限る。以下「都道府県工事」という。)ごとに、工事成績評点表による評定点合計から都道府県ごとに算出された平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする。)に工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、調整係数及び直近係数を乗じた点数を算出し、すべての都道府県工事に係る当該点数を合計し、0.5を乗じた点数とする。

- 2 前項第一号の成績評点が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。
- 3 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事については、第1項第一号の規定の適用においては、点数の算出対象としないものとする。

(共同企業体の特例)

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

- 2 年間平均完成工事高の点数は、構成員ごとに算出した年間平均完成工事高の和に基づいて第3第一号の規定により算出した点数とする。
- 3 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、構成員ごとに算出した技術職員の和及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和に基づいて第3第二号の規定によりそれぞれ点数を算出し、技術職員の点数について0.8を乗じたもの及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数について0.2を乗じたものを合計した点数とする。
- 4 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、構成員ごとに算出した自己資本額の和及び平均利益額の和に基づいて第3第三号イの規定によりそれぞれ算出した点数を合計した点数を2で除した点数とする。
- 5 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、構成員ごとに第3第1項第三号ロの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 6 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち社会性等の点数は、構成員ごとに

第3第三号ハの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

- 7 選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、構成員ごとに第4の規定により算定した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

（協業組合の特例）

- 第6 協業組合（選定要領第5第2項第六号に規定する協業組合をいう。以下同じ。）の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、建設業における協業組合の取扱いについて（昭和53年10月31日付け建設省計振発第70号）並びに次項及び第3項に定めるところによるものとする。

- 2 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合であつて前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があつたもの（以下「新規組合員加入組合」という。）については、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数の算定に当たり、新規加入の組合員の完成工事を新規組合員加入組合の完成工事とみなすものとする。

- 3 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合であつて主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に於いて工事を完成した組合員があるものについては、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、組合及び当該組合員ごとに第4の規定により算定した点数の和を当該組合員の数に1を加えた数（組合に主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事が無いときは、当該組合員の数）で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

（企業組合の特例）

- 第7 企業組合（選定要領第5第2項第六号に規定する企業組合をいう。）の経営事項評価点数及び技術評価点数は、協業組合の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に準じて算定するものとする。

附 則

この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

附 則（令和4年11月22日付け国会公契第21号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和5年1月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和7年2月26日付け国会公契第37号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の工事請負業者の資格を定める算定要領に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

沿革

- 1 昭和 42 年 3 月 30 日一部改正
- 2 昭和 44 年 12 月 15 日一部改正
- 3 昭和 48 年 2 月 2 日一部改正
- 4 昭和 48 年 11 月 27 日一部改正
- 5 昭和 48 年 11 月 27 日一部改正
- 6 昭和 51 年 12 月 1 日一部改正
- 7 昭和 53 年 11 月 10 日一部改正
- 8 昭和 55 年 10 月 11 日一部改正
- 9 昭和 63 年 12 月 2 日一部改正
- 10 平成 5 年 3 月 1 日一部改正
- 11 平成 6 年 11 月 14 日一部改正
- 12 平成 9 年 8 月 8 日一部改正
- 13 平成 10 年 11 月 30 日一部改正
- 14 平成 13 年 3 月 30 日一部改正
- 15 平成 15 年 3 月 31 日一部改正
- 16 平成 17 年 3 月 22 日一部改正
- 17 平成 19 年 3 月 29 日一部改正
- 18 平成 21 年 3 月 27 日一部改正
- 19 平成 23 年 3 月 31 日一部改正
- 20 平成 25 年 3 月 25 日一部改正
- 21 平成 27 年 3 月 31 日一部改正
- 22 平成 29 年 3 月 8 日一部改正
- 23 平成 30 年 2 月 15 日一部改正
- 24 平成 31 年 3 月 6 日一部改正
- 25 令和 2 年 3 月 31 日一部改正
- 26 令和 3 年 3 月 5 日一部改正
- 27 令和 3 年 3 月 26 日一部改正
- 28 令和 4 年 11 月 22 日一部改正
- 29 令和 5 年 2 月 17 日一部改正
- 30 令和 5 年 2 月 24 日一部改正
- 31 令和 7 年 2 月 26 日一部改正

別表 1

区分	年間平均完成工事高	点数
(1)	1,000 億円以上	2,309
(2)	800 億円以上 1,000 億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600 億円以上 800 億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500 億円以上 600 億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400 億円以上 500 億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300 億円以上 400 億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250 億円以上 300 億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200 億円以上 250 億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150 億円以上 200 億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120 億円以上 150 億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100 億円以上 120 億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80 億円以上 100 億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60 億円以上 80 億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50 億円以上 60 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40 億円以上 50 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30 億円以上 40 億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25 億円以上 30 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20 億円以上 25 億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15 億円以上 20 億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12 億円以上 15 億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10 億円以上 12 億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8 億円以上 10 億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6 億円以上 8 億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5 億円以上 6 億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4 億円以上 5 億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3 億円以上 4 億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000 万円以上 3 億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2 億円以上 2億5,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000 万円以上 2 億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1 億円以上 1億2,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000 万円以上 1 億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000 万円以上 8,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000 万円以上 6,000 万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000 万円以上 5,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000 万円以上 4,000 万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500 万円以上 3,000 万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000 万円以上 2,500 万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500 万円以上 2,000 万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200 万円以上 1,500 万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000 万円以上 1,200 万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000 万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てる。

別表 2

区分	技術職員数値		点数	
(1)	15,500 以上		2335	
(2)	11,930 以上	15,500 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$	
(3)	9,180 以上	11,930 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$	
(4)	7,060 以上	9,180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$	
(5)	5,430 以上	7,060 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$	
(6)	4,180 以上	5,430 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$	
(7)	3,210 以上	4,180 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$	
(8)	2,470 以上	3,210 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$	
(9)	1,900 以上	2,470 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$	
(10)	1,460 以上	1,900 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$	
(11)	1,130 以上	1,460 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$	
(12)	870 以上	1,130 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$	
(13)	670 以上	870 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$	
(14)	510 以上	670 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$	
(15)	390 以上	510 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$	
(16)	300 以上	390 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$	
(17)	230 以上	300 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$	
(18)	180 以上	230 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$	
(19)	140 以上	180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$	
(20)	110 以上	140 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$	
(21)	85 以上	110 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$	
(22)	65 以上	85 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$	
(23)	50 以上	65 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$	
(24)	40 以上	50 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$	
(25)	30 以上	40 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$	
(26)	20 以上	30 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$	
(27)	15 以上	20 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$	
(28)	10 以上	15 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$	
(29)	5 以上	10 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$	
(30)	5 未満		$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てる。

別表 3

区分	年間平均元請完成工事高		点数	
(1)	1,000 億円以上		2,865	
(2)	800 億円以上	1,000 億円未満	119 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270	
(3)	600 億円以上	800 億円未満	145 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166	
(4)	500 億円以上	600 億円未満	87 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079	
(5)	400 億円以上	500 億円未満	104 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994	
(6)	300 億円以上	400 億円未満	126 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906	
(7)	250 億円以上	300 億円未満	76 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828	
(8)	200 億円以上	250 億円未満	90 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758	
(9)	150 億円以上	200 億円未満	110 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678	
(10)	120 億円以上	150 億円未満	81 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603	
(11)	100 億円以上	120 億円未満	63 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549	
(12)	80 億円以上	100 億円未満	75 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489	
(13)	60 億円以上	80 億円未満	92 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421	
(14)	50 億円以上	60 億円未満	55 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367	
(15)	40 億円以上	50 億円未満	66 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312	
(16)	30 億円以上	40 億円未満	79 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260	
(17)	25 億円以上	30 億円未満	48 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209	
(18)	20 億円以上	25 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164	
(19)	15 億円以上	20 億円未満	70 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112	
(20)	12 億円以上	15 億円未満	50 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072	
(21)	10 億円以上	12 億円未満	41 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026	
(22)	8 億円以上	10 億円未満	47 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996	
(23)	6 億円以上	8 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956	
(24)	5 億円以上	6 億円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911	
(25)	4 億円以上	5 億円未満	40 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891	
(26)	3 億円以上	4 億円未満	51 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847	
(27)	2億5,000 万円以上	3 億円未満	30 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820	
(28)	2 億円以上	2億5,000 万円未満	35 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795	
(29)	1億5,000 万円以上	2 億円未満	45 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755	
(30)	1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	32 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730	
(31)	1 億円以上	1億2,000 万円未満	26 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702	
(32)	8,000 万円以上	1 億円未満	29 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687	
(33)	6,000 万円以上	8,000 万円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659	
(34)	5,000 万円以上	6,000 万円未満	22 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635	
(35)	4,000 万円以上	5,000 万円未満	27 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610	
(36)	3,000 万円以上	4,000 万円未満	31 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594	
(37)	2,500 万円以上	3,000 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573	
(38)	2,000 万円以上	2,500 万円未満	23 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553	
(39)	1,500 万円以上	2,000 万円未満	28 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553	
(40)	1,200 万円以上	1,500 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522	
(41)	1,000 万円以上	1,200 万円未満	16 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502	
(42)	1,000 万円未満		341 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てる。

別表 4

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点数
(1)	3,000 億円以上		2114
(2)	2,500 億円以上	3,000 億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000 億円以上	2,500 億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500 億円以上	2,000 億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200 億円以上	1,500 億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000 億円以上	1,200 億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800 億円以上	1,000 億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600 億円以上	800 億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500 億円以上	600 億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400 億円以上	500 億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300 億円以上	400 億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250 億円以上	300 億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200 億円以上	250 億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150 億円以上	200 億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120 億円以上	150 億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100 億円以上	120 億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80 億円以上	100 億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60 億円以上	80 億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50 億円以上	60 億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40 億円以上	50 億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30 億円以上	40 億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25 億円以上	30 億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20 億円以上	25 億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15 億円以上	20 億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12 億円以上	15 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10 億円以上	12 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8 億円以上	10 億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6 億円以上	8 億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5 億円以上	6 億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4 億円以上	5 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3 億円以上	4 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000 万円以上	3 億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2 億円以上	2億5,000 万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000 万円以上	2 億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1 億円以上	1億2,000 万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000 万円以上	1 億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000 万円以上	8,000 万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000 万円以上	6,000 万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000 万円以上	5,000 万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000 万円以上	4,000 万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500 万円以上	3,000 万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000 万円以上	2,500 万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500 万円以上	2,000 万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200 万円以上	1,500 万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000 万円以上	1,200 万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1,000 万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てる。

別表 5

区分	平均利益額		点数
(1)	300 億円以上		2447
(2)	250 億円以上	300 億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200 億円以上	250 億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150 億円以上	200 億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120 億円以上	150 億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100 億円以上	120 億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80 億円以上	100 億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60 億円以上	80 億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50 億円以上	60 億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40 億円以上	50 億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30 億円以上	40 億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25 億円以上	30 億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20 億円以上	25 億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15 億円以上	20 億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12 億円以上	15 億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10 億円以上	12 億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8 億円以上	10 億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6 億円以上	8 億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5 億円以上	6 億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4 億円以上	5 億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3 億円以上	4 億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000 万円以上	3 億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2 億円以上	2億5,000 万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000 万円以上	2 億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1 億円以上	1億2,000 万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000 万円以上	1 億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000 万円以上	8,000 万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000 万円以上	6,000 万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000 万円以上	5,000 万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000 万円以上	4,000 万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500 万円以上	3,000 万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000 万円以上	2,500 万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500 万円以上	2,000 万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200 万円以上	1,500 万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000 万円以上	1,200 万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000 万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てる。

別表 6

区分	営業年数	点数
(1)	35 年以上	60
(2)	34 年	58
(3)	33 年	56
(4)	32 年	54
(5)	31 年	52
(6)	30 年	50
(7)	29 年	48
(8)	28 年	46
(9)	27 年	44
(10)	26 年	42
(11)	25 年	40
(12)	24 年	38
(13)	23 年	36
(14)	22 年	34
(15)	21 年	32
(16)	20 年	30
(17)	19 年	28
(18)	18 年	26
(19)	17 年	24
(20)	16 年	22
(21)	15 年	20
(22)	14 年	18
(23)	13 年	16
(24)	12 年	14
(25)	11 年	12
(26)	10 年	10
(27)	9 年	8
(28)	8 年	6
(29)	7 年	4
(30)	6 年	2
(31)	5 年以下	0

別表 7

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

別表 8

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

別表 9

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示された場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表 10

区分	監査の審査状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分 (3) の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の 5 の (二) のイに規定する公認会計士等（登録経理試験 1 級合格者含む）である。

別表 11

項目 区分 年間平均完成工事高 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0

別表 12

区分	平均研究開発費の額		点数
(1)	100 億円以上		25
(2)	75 億円以上	100 億円未満	24
(3)	50 億円以上	75 億円未満	23
(4)	30 億円以上	50 億円未満	22
(5)	20 億円以上	30 億円未満	21
(6)	19 億円以上	20 億円未満	20
(7)	18 億円以上	19 億円未満	19
(8)	17 億円以上	18 億円未満	18
(9)	16 億円以上	17 億円未満	17
(10)	15 億円以上	16 億円未満	16
(11)	14 億円以上	15 億円未満	15
(12)	13 億円以上	14 億円未満	14
(13)	12 億円以上	13 億円未満	13
(14)	11 億円以上	12 億円未満	12
(15)	10 億円以上	11 億円未満	11
(16)	9 億円以上	10 億円未満	10
(17)	8 億円以上	9 億円未満	9
(18)	7 億円以上	8 億円未満	8
(19)	6 億円以上	7 億円未満	7
(20)	5 億円以上	6 億円未満	6
(21)	4 億円以上	5 億円未満	5
(22)	3 億円以上	4 億円未満	4
(23)	2 億円以上	3 億円未満	3
(24)	1 億円以上	2 億円未満	2
(25)	5,000 万円以上	1 億円未満	1
(26)	5,000 万円未満		0

別表 13

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15 台以上	15
(2)	14 台	15
(3)	13 台	14
(4)	12 台	14
(5)	11 台	13
(6)	10 台	13
(7)	9 台	12
(8)	8 台	12
(9)	7 台	11
(10)	6 台	10
(11)	5 台	9
(12)	4 台	8
(13)	3 台	7
(14)	2 台	6
(15)	1 台	5
(16)	0 台	0

別表 14

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
(2)	第 9001 号の登録	5
(3)	第 14001 号の登録	5
(4)	無	0

別表 15

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

別表 16

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0

別表 17

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
(1)	10	10
(2)	9 以上 10 未満	9
(3)	8 以上 9 未満	8
(4)	7 以上 8 未満	7
(5)	6 以上 7 未満	6
(6)	5 以上 6 未満	5
(7)	4 以上 5 未満	4
(8)	3 以上 4 未満	3
(9)	2 以上 3 未満	2
(10)	1 以上 2 未満	1
(11)	1 未満	0

別表 18

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定（3段階目）を取得	4
	区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定（2段階目）を取得	3
	区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定（1段落目）を取得	2
(5)	取得無	0

別表 19

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	該当せず	0

別表 20

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
(1)	エコアクション 21 認証並びに国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
(2)	国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
(3)	エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 9001 号の登録	8
(4)	エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 14001 号の登録	5
(5)	国際標準化機構第 9001 号の登録	5
(6)	国際標準化機構第 14001 号の登録	5
(7)	エコアクション 21 の認証	3
(8)	該当無	0

別表 21

工事種別	換算係数
一般土木	0.11032
アスファルト舗装	0.1077
造園	0.08497
建築	0.13278
電気設備	0.12322
暖冷房衛生設備	0.1116
上記以外の工種区分	0.10812

別表 22

工事種別	換算係数
一般土木	555.32
アスファルト舗装	607.54
造園	628.32
建築	608.16
電気設備	627.43
暖冷房衛生設備	673.58
上記以外の工種区分	582.66

別表 23

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

別表 24

	工事請負金額	部局係数
当該地方支分部局が発注した工事	全工事	1.0
他の地方支分部局又は官庁営繕部 が発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

別表 25

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0